

令和 7 年度都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱

6 福祉高施第 2 0 8 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

1 通 則

補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 目 的

この要綱は、都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱（平成 2 2 年 6 月 2 3 日付 2 2 福保高施第 5 8 6 号。以下「実施要綱」という。）における都市型軽費老人ホーム整備費補助事業について、予算の範囲内においてその事業に要する費用の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業は、実施要綱における都市型軽費老人ホーム整備費補助事業とする。

4 関係者の責務

- (1) 補助事業者及び間接補助事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的又は間接補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うよう努めなければならない。
- (2) 間接補助事業者は、別に定める都市型軽費老人ホーム整備事業審査基準及び都市型軽費老人ホーム整備事業審査要領を遵守しなければならない。

5 補助対象経費及び算定基準

この補助金の補助対象経費及び算定基準は、別表 1 のとおりとする。

6 補助金交付額

- (1) この補助金の交付額は、別表 1 第 1 欄の(1)から(4)までの区分に対応する次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。なお、1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - ① 別表 1 第 2 欄に定める補助額に別表 1 第 3 欄に定める物価調整額を加算した額
 - ② 別表 1 第 4 欄に定める対象経費の実支出額
- (2) 都市型軽費老人ホーム整備と併せて、都市型軽費老人ホームに併設する別表 3 に掲げる施設を整備する場合は、上記(1)の規定にかかわらず、この補助金の交付額は、別表 2 第 1 欄の(1)から(4)までの区分に対応する次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。なお、1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - ① 別表 2 第 2 欄に定める補助額に別表 2 第 3 欄に定める物価調整額を加算した額
 - ② 別表 2 第 4 欄に定める対象経費の実支出額

7 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、区市が別紙様式 1 に必要な書類を添付して、別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

8 補助金の交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、9の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った区市に通知する。

9 補助条件

- (1) この補助金の交付に当たっては、実施要綱に定めるところのほか、別記1の補助条件を付するものとする。
- (2) 区市が補助を行う法人等が、次の表の第1欄に掲げる者である場合は、それぞれ同表の第2欄に掲げる補助条件を(1)と併せて付するものとする。

1 区分	2 補助条件
実施要綱3の(3)のウからオまでに定める法人	別記2
実施要綱3の(3)のカ又はキに定める法人	別記3
実施要綱3の(3)のクに定める法人	別記2又は別記3のうち、東京都知事が必要と認めるもの
実施要綱3の(2)のイに定める土地所有者等	別記4
実施要綱3の(2)のウに定める建物所有者等	別記5

- (3) 区市が地域の実情に応じて独自に間接補助事業者に補助する場合、別記1から5までの補助条件に準じるほか、必要に応じてその他の補助条件を付することがある。

10 補助金の交付

この補助金の交付は、別記1の補助条件6に定める補助金の額の確定後、区市毎に一括して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前からの継続事業については、事業開始年度の補助要綱の当該事業に係る規定を適用するものとする。

(別表1)

1 区分	2 補助額 (1人当たり)	3 物価調整額 単価(1人当たり)	4 対象経費	
(1) 事業者 創設型	4, 000, 000円	3, 940, 000円	区市又は都市型軽費老人ホーム運営事業者(実施要綱3の(3)に定める法人)が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費	工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。
(2) 事業者 改修型	2, 800, 000円	2, 750, 000円	区市又は都市型軽費老人ホーム運営事業者(実施要綱3の(3)に定める法人)が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借上げる建物の改修経費	
(3) オーナー 創設型	4, 000, 000円	3, 940, 000円	土地所有者等が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費	
(4) オーナー 改修型	2, 800, 000円	2, 750, 000円	建物所有者等が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費	

備 考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記基準額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度毎に支払うものとする。ただし、1, 000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) オーナー創設型及びオーナー改修型については、区市が土地・建物所有者等に直接補助する場合のほか、区市から都市型軽費老人ホーム運営事業者を経由して土地・建物所有者等に補助する場合も可とするが、その場合の補助金交付額は、本要綱6で算出した額と、都市型軽費老人ホーム運営事業者が建物所有者に対して支出した額とを比較してどちらか低い額とする。
- (3) 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
 - ・土地の買収又は整地に要する費用
 - ・門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
 - ・その他施設整備費として適当と認められない費用
- (4) 既存建築物の買取り、改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。
- (5) 事業者改修型及びオーナー改修型については、規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

(別表2)

1 区分	2 補助額 (1人当たり)	3 物価調整額 単価(1人当たり)	4 対象経費	
(1) 事業者 創設型	5,000,000円	3,940,000円	区市又は都市型軽費老人ホーム運営事業者(実施要綱3の(3)に定める法人)が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費	工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる負担金補助及交付金等の経費を含む。
(2) 事業者 改修型	3,500,000円	2,750,000円	区市又は都市型軽費老人ホーム運営事業者(実施要綱3の(3)に定める法人)が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借上げる建物の改修経費	
(3) オーナー 創設型	5,000,000円	3,940,000円	土地所有者等が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買取り、改修する経費	
(4) オーナー 改修型	3,500,000円	2,750,000円	建物所有者等が都市型軽費老人ホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費	

備 考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記基準額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度毎に支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) オーナー創設型及びオーナー改修型については、区市が土地・建物所有者等に直接補助する場合のほか、区市から都市型軽費老人ホーム運営事業者を経由して土地・建物所有者等に補助する場合も可とするが、その場合の補助金交付額は、本要綱6で算出した額と、都市型軽費老人ホーム運営事業者が建物所有者に対して支出した額とを比較してどちらか低い額とする。
- (3) 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
 - ・土地の買収又は整地に要する費用
 - ・門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
 - ・その他施設整備費として適当と認められない費用
- (4) 既存建築物の買取り、改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。
- (5) 事業者改修型及びオーナー改修型については、規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

(別表 3)

1 対象施設	2 要件
(1) 特別養護老人ホーム (併設のショートステイを含む)	令和 7 年度老人福祉施設整備費補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
(2) 介護老人保健施設	東京都介護老人保健施設施設整備費補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
(3) 軽費老人ホーム (ケアハウス)	定員 30 人以上の軽費老人ホーム (ケアハウス) で介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもののうち、令和 7 年度老人福祉施設整備費補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
(4) 認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
(5) 小規模多機能型居宅介護事業所	地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱 4 (2) に基づく補助金の交付を受けるもの
(6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
(7) 地域密着型特別養護老人ホーム (併設のショートステイを含む)	
(8) サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条に基づく登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅
(9) 介護専用型有料老人ホーム	介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホームのうち、令和 7 年度介護専用型有料老人ホーム施設整備費補助要綱に基づく補助金の交付を受けるもの
(10) 訪問看護ステーション	介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護ステーション

※第 1 欄の施設を新たに整備する場合 (改築、増築によるものは含まない。) を対象とする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

区市長は、区市又は間接補助事業者が次の(1)から(3)までの一に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

区市長は、区市又は間接補助事業者が、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、区市長に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 区市長が(1)の命令に違反したときは、知事は、区市長に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

区市長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから1か月以内に、別紙様式2に必要な書類を添付して補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 知事は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを区市長に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、区市又は間接補助事業者が次のアからオまでのいずれか一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、間接補助事業者が当該「補助条件」１２に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 前項の規定は６により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区市長に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(2) ６により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(3) 知事は、８によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

10 違約加算金及び延滞金

(1) 区市長は、８により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 区市長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) 知事は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

11 他の補助金等の一時停止等

区市長が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

区市長は、区市又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械、器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２０年７月１１日厚生労働省告示第３８４号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分による収入の取扱

区市長が、知事の承認を受けて１２の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 財産管理

区市長は、区市又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

区市長は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 6 帳簿の整理

区市長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

1 7 間接補助事業者に対する条件

区市が、間接補助事業者に対して補助金を支出して整備事業を行う場合には、事業実施のための補助要綱等を制定し、間接補助事業者に対しても本要綱に定める補助条件を付さなければならない。

1 8 消費税等に係る控除税額の報告

区市長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

1 9 防火設備整備の条件

消防法施行令により設置が義務化されている防火設備については、施行日にかかわらず本整備とあわせて整備すること。

なお、原則、スプリンクラーについては延べ面積が基準以下でも整備すること。

2 0 根抵当権設定の禁止

間接補助事業者は、補助を受けようとする都市型軽費老人ホームの建物及び土地について、根抵当権を設定しないこと。

2 1 建物賃借権登記

オーナー整備型により整備を行った建物は、都市型軽費老人ホームの事業の存続に必要な期間の建物賃借権登記をすること。

2 2 契約に関する注意事項

補助事業を行うために締結する工事請負契約については、一般競争入札に付する等、都が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

区市は、実施要綱3の(3)のウからオまでに定める法人に対して都市型軽費老人ホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、NPO法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、都市型軽費老人ホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 施設の運営等に関し、社会福祉法第70条に定める調査等へ協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市は、上記1から4までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

(1) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。

(2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として3年間の事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が3年以下の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市の指導等

(1) 区市は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市の指導等についての規定を補助要綱に明記すること。

区市は、実施要綱3の(3)のカ又はキに定める法人に対して都市型軽費老人ホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 都市型軽費老人ホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。
- (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

- (1) 施設の運営等に関し、社会福祉法第70条に定める調査等へ協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市は、上記1から4までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

- (1) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として3年間の事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が3年以下の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市の指導等

- (1) 区市は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市の指導等についての規定を補助要綱に明記すること。

区市は、土地所有者等に対して都市型軽費老人ホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する都市型軽費老人ホーム運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、実施要綱3の(3)のウからオに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、実施要綱3の(3)のカ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 区市の指導等

- (1) 区市は、補助を受けた土地所有者等に対して、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市は、本要綱に定める土地所有者等の義務や、区市の指導等についての規定を補助要綱に明記すること。

区市は、建物所有者等に対して都市型軽費老人ホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する都市型軽費老人ホーム運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者等が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、実施要綱3の(3)のウからオに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 都市型軽費老人ホーム運営事業者が、実施要綱3の(3)のカ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 区市の指導等

- (1) 区市は、補助を受けた建物所有者等に対して、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市は、本要綱に定める建物所有者等の義務や、区市の指導等についての規定を補助要綱に明記すること。